

大阪府障がい者自立支援協議会
高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会

日時 令和8年3月26日（木）
午後2時から午後4時まで
場所 大阪府立障がい者自立センター
1階 大会議室

《開会》

○司会（地域生活支援課） それでは、定刻になりましたので、ただ今から「令和7年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を開催させていただきます。委員の皆様にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課の菅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の開会に先立ち、大阪府福祉部医療監の永井よりご挨拶申し上げます。

○医療監 大阪府福祉部医療監の永井でございます。本部会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府ではこれまで、「障がい者医療・リハビリテーションセンター」を高次脳機能障がいの支援拠点と位置付けるとともに、堺市における支援拠点である「堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター」と連携しながら、相談支援や人材養成など、多様な取組みを行ってまいりました。その一方で、事業所をはじめ、市町村や家族会の皆様方も地域の中で着実に取組を進めていただき、その積み重ねにより、府内において支援の輪が少しずつ広がってきていると認識しています。皆様もご存じのとおり、昨年12月に高次脳機能障害者支援法が成立し、本年4月から施行されます。この法律は、当事者とご家族の皆様の切実な思いを受けて成立したものです。

大阪府でも、法律の趣旨を踏まえ、障がい理解のさらなる促進とあわせて、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援の取組みを充実させてまいります。本日の部会では、大阪府をはじめ、府内における取組みを報告させていただきますので、皆様方からご意見を頂ければ幸いです。最後に、大阪府としましては、関係機関の皆様とのネットワークを大切にしながら、引き続き、高次脳機能障がいの支援を進めてまいりますので、一層の御理解と御支援をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《委員紹介》

○司会（地域生活支援課） ご出席の委員につきましては、お手元の配席図からご確認ください。

なお、所用のため、高田委員、中村委員、錦織委員、吉田委員はご欠席です。

なお、石橋委員におかれましては、業務のご都合により、2時半過ぎこちらに到着されると伺っております。

続きまして、事務局をご紹介します。地域生活支援課及び大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターの担当職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は委員12名中8名のご出席をいただいております。「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱」第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを

ご報告します。

《資料確認》

○司会（地域生活支援課） 議事に移ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第、委員名簿、配席図、本部会の運営要綱、資料1～資料4、参考資料1～4、広報誌「府政だより」となっております。不足がございましたら挙手によりお知らせください。

《会議の運営確認》

○司会（地域生活支援課） 本協議会につきましては、大阪府の「会議の公開に関する指針」に基づき公開で実施することとしております。委員の皆様のご発言の中で個人のプライバシーに関する内容については、一部非公開ということで、その際、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、各委員におかれましてはプライバシーに関わるご発言をされる場合は、事前に事務局までお申し出ください。ここからの進行は、部会長にお願いいたします。部会長、よろしく申し上げます。

○部会長 それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと存じます。まず、議題1「地域支援ネットワークの再構築について」事務局から説明をお願いします。

《議題1》

○事務局（地域生活支援課） 議題1「地域支援ネットワークの再構築」について、大阪府福祉部地域生活支援課よりご説明いたします。高次脳機能障がいは、症状が多岐にわたることから、多職種多機関による地域支援ネットワークを構築することが重要となっております。平成25年度から府内の二次医療圏域ごとに、地域支援ネットワークを構築する目的で実施した「地域支援ネットワーク体制整備委託事業」が終了した平成30年度以降、ほとんどの圏域でネットワークが立ち消えになりましたが、府としてネットワークの再構築を図るため、令和4年度から働きかけや後方支援を行っているところです。

その取組みとして、医療機関や障がい福祉サービス事業所、その他支援機関が事務局となり、二次医療圏域毎に「地域別実践研修」を令和5年度より開始しました。

1ページ目をご覧ください。1番「令和7年度の取組み」について、今年度、地域別実践研修を実施した各圏域の取組みをご説明いたします。豊能圏域は今年度からネットワークの再構築を開始し、地域別実践研修を2回実施しました。まずは支援機関どうしのつながりを作ることを目的に、1回目は令和7年9月30日に、介護支援専門員や理学療法士、当事者の方たちが参加して、高次脳機能障がいの社会資源の紹介とグループワークが行われました。2回目は、令和8年2月28日に、介護支援専門員や相談員、理学療法士、作業療法士、当事者の方たちが参加して、高次脳機能障がいについての講義、模擬事例でのパネルディスカッション、グループ交流を行いました。

2ページ目をご覧ください。大阪市圏域も今年度からネットワークの再構築を開始している圏域で、令和7年12月6日に行われた地域別実践研修では、基幹相談支援センターのソーシャルワーカーや自立訓練事業所の理学療法士、就労継続支援事業所の精神保健福祉士が参加して、当事者でもあり支援者でもある講師からの講演の後、グループワークを行いました。本日は、後ほど、大阪市圏域の中核的機関である東住吉森本リハビリテーション病院から今年度の活動状況等についてご報告いただきます。

3ページ目をご覧ください。北河内圏域は、昨年度に引き続き、地域別実践研修を2回実施しました。1回目は、就労継続支援事業所の就労支援員やサービス管理責任者、医療機関の医師などが参加し、「就労移行における支援の実例」、「個々に合わせたテーラーメイド支援」について、ゲストスピーカーによる支援内容の紹介の後、グループワークにて、圏域内の各支援機関が日頃の悩み事などを共有しました。2回目は、事務局の就労継続支援B型事業所「ギフト」で、事業所内の見学をした後、「ギフト」代表による講演、グループワークを行いました。

4ページ目をご覧ください。中河内圏域も、令和5年度より引き続き、地域別実践研修を2回実施しました。1回目は、相談支援専門員や医療機関の理学療法士や医療ソーシャルワーカーなどが参加し、「重度の記憶障がいの方を支える生活・就労支援の実践」をテーマに、各支援機関からの報告とパネルディスカッションを行いました。2回目は、高次脳機能障がいの基礎知識の勉強会として、「高次脳機能障がいの症状について」の講義の後、グループワークを行いました。事業名が、他の圏域とは違い「連絡会」となっておりますが、内容につきましては、同様のものとなっております。

5ページ目をご覧ください。令和8年度は、南河内圏域にてネットワークの再構築を行う予定です。第1回の部会でもご報告いたしましたが、南河内圏域での地域別実践研修の実施に向けて、医療法人宏彩会李クリニック 脳リハセンター天美に中核的機関を担っていただくことをご快諾いただいております。大阪府は、南河内圏域内の9市町村に対し、地域支援ネットワークの再構築について説明会を実施するとともに、研修実施にあたり広報周知・研修への参加・会場の提供について協力依頼を行いました。また、その他の事務局メンバーとして、Aiスローライフ訪問看護ステーション、南河内北障害者就業・生活支援センター、羽曳野市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業ピーチネット、就労継続支援B型事業所ククナ河内長野が参画することとなりました。

事務局の顔合わせを3月18日に行い、令和8年度実施予定の研修の開催時期や場所、内容について検討を行いました。「今後の府の取組み」としましては、令和5年度以降にネットワークの再構築を開始した6圏域及び令和8年度に再構築を開始する南河内圏域については、自主的・持続的な圏域ネットワークの維持と拡充をめざし、後方支援を行っていく予定です。また、令和8年度以降、全圏域において地域支援ネットワークの核となる事務局が立ち上がることから、令和9年度以降、圏域間の情報交換等ができるよう後方支援を行ってまいります。

6ページ目をご覧ください。3番「各圏域毎の活動状況及び支援機関について」としまして、各圏域毎に地域支援ネットワークの有無や、圏域内の支援機関等を抜粋のうえ状況を掲載しております。7ページ目をご覧ください。4番「ネットワークのイメージ」としまして、今後各圏域で充実・再構築を目指すネットワークのイメージを掲載しております。まず高次脳機能障がいのある方を中心としまして、各支援機関が網目につながり、そこに対して大阪府としては、圏域からの相談を踏まえて援助や助言を行うといった側面的な支援を行っていかれたらと考えています。右下にも記載しておりますとおり、各圏域の中心的役割を担ってくださる機関が中心になって連携し、自主的に運営が為されているという状態が望ましいと考えております。

8ページ目をご覧ください。ここで、令和7年度に地域支援ネットワークの再構築のため地域別実践研修を行いました大阪市圏域に関して、東住吉森本リハビリテーション病院より活動状況等についてご報告をいただきます。地域支援ネットワークは各圏域で地域の実情等に依りて様々な形があつて然るべきものでありますから、今回の大阪市圏域での取り組みは、あくまで地域支援ネットワークの一例としてのご説明であり、全ての圏域がこの大阪市圏域のとおり形成・活動しなければいけないといった意図はないことを念のため申し添えます。なお、本日、東住吉森本リハビリテーション病院様は所用により欠席となっておりますので、事前に音声収録したものを皆様にご覧いただければと考えておりますのでご了承願います。

(動画放映)

○東住吉森本リハビリテーション病院 東住吉森本リハビリテーション病院です。今回は、大阪市圏域の高次脳機能障がい支援ネットワークに係る活動報告を大阪市中南部高次脳機能障がい包括ケアネットワークの活動とともにご報告します。大阪市の中南部圏域では、医療・介護・福祉などの社会資源が顔の見える関係性を構築し、高次脳機能障がいを包括的に支援するために、ネットワークを形成しました。この取り組みを大阪市中南部高次脳機能障がい包括ケアネットワーク（通称 ^{ダイコネ} 大高ネ）と呼んでいます。^{ダイコネ} 大高ネは、ご覧のように中南部圏域にある病院や施設、事業所等が賛同し、コアメンバーとして構成されております。3カ月に1回のペースで定期会議を行い、個々のワーキング・グループの活動と進捗を共有して議論しています。

大阪市圏域の研修会についてです。大阪市高次脳機能障がい地域別実践研修事務局は、当院をはじめ、ご覧の施設・事業所で構成されており、先ほどお伝えしました^{ダイコネ} 大高ネが全面的に企画・運営協力しております。2025年12月6日に、第1回大阪市高次脳機能障がい地域別実践研修会を開催しました。大阪市内外から約70名の支援者が参加し、当事者であり支援者でもある北島 麻衣子氏を講師としてお招きしました。「当事者の視点での高次脳機能障がいについて」をテーマに講演とグループワークを行い、支援での困りごとを共有することができました。

参加者からのアンケートでは、「目の前の課題が高次脳機能障がいによるものと分かりす

っさりしました」「日頃の支援での悩みが解消できました」「高次脳機能障がいに対する理解が深まりました」「明日から活用していきます」等、前向きな感想も多数いただきました。高次脳機能障害者支援法の施行も控えており、次年度以降も継続して研修会を計画していく予定です。

大高ネ主催の普及啓発活動の報告になります。高次脳機能障がいの普及啓発を目的に、2023年7月8日に、当事者をお招きして、大高ネ初の講演会と交流会を開催しました。当事者やそのご家族93名の方に参加していただき、大高ネの活動をお披露目しました。地域学習会では、支援者を対象に高次脳機能障がいの理解を深めるための学習会を行っており、各区の障がい者基幹相談支援センターと連携して順次開催しています。

次に、勉強会と事例検討会の活動報告です。先ほどの講演会や学習会が対外的な普及啓発活動に対して、こちらは大高ネのメンバーを中心に、高次脳機能障がいに関する理解を深める勉強会や、日頃の支援に対する困りごとに対する事例検討会を定期的で開催し、支援の充実化を図っております

それでは、大高ネについての説明です。高次脳機能障がいは、気づかれにくい障がいゆえに、病院での治療が終わると医療との関係が途切れて、必要とする介護や福祉との支援につながらず、地域に取り残されてしまうケースも少なくない現状があります。そのため、社会復帰を目指した医療・生活・就労までの一体的な支援が必要なのです。そこで、大高ネでは、個々の社会資源がネットワークでつながることで、一つの大きな相談窓口になることを実現しました。どの社会資源に相談しても、その人に合った適切な支援や紹介や連携することが可能になります。高次脳機能障がいの課題は、医療・生活・就労等と多岐にわたりますが、ネットワーク連携により、その人の課題に関して、必要な支援が行うことができる社会資源に専門的な垣根を越えてつながることができます。大高ネは、高次脳機能障がい者の支援のための地域包括ケアを実践しています。ここでは、大高ネの4つのワーキング・グループをご紹介します。スライドにはそれぞれの目的を載せています。「資源ワーキング・グループ」では、支援の見える化を目的に、資源マップの管理・更新・充実化を図っています。また、SNSを通して周知活動も行っております。ご興味のある方は、資源マップ・SNSをもとに一度ネット検索していただければと思います。「普及啓発活動ワーキング・グループ」では、前半で実績を報告しましたように、高次脳機能障がいの社会復帰浸透を目的に、学習会や各種イベントへの参加・企画・運営などの活動を行っています。講演会や学習会を開催するとともに、大高ネメンバーは、高次脳機能関連の研究会やイベント等で講演等の活動も行っております。「勉強研修ワーキング・グループ」では、前半で実績を報告しましたように、支援者の包括的高次脳機能障がい支援の習熟を目的に勉強会等を開催しています。また、実際に支援に難渋している事例を施設・職種で検討する事例検討会による支援者の支援も行っています。当事者やご家族のみならず、支援者も支援の対象であり、支援者を孤立させないことを目指しています。ご興味のある方は、SNSで告知しますので、また、お問い合わせください。「事業化ワーキング・グループ」では、行政等と連携を図り、持続可能な仕

組づくりを目指し、^{ダイユネ}大高ネモデルが、全国のモデルケースになって、高次脳機能障害者支援法にコミットするように活動しています。

最後に、東住吉森本リハビリテーション病院の紹介です。当院は、障がいのかかりつけ病院として、各種障がいに対する専門外来を展開しており、それぞれの研究班が窓口となって、その人の必要に応じた専門外来につなぐことができます。その中でも、高次脳機能外来班では、高次脳機能障がいの底上げ（生活の質の向上）、就労支援・自動車運転再開支援、各種研修等の作成、^{ダイユネ}大高ネの事務局等、高次脳機能障がいのある方の社会復帰を後押しする支援を主に行っております。ご興味のある方は、一度ホームページをご覧くださいと思います。

以上で発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。

○事務局（地域生活支援課） 以上をもちまして、「地域支援ネットワークの再構築について」の説明を終わります。

大阪市圏域の活動報告の参考に、再構築後の地域支援ネットワークの持続・拡充についての効果的な取組みや今後の進め方等について、ご意見いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○部会長 何かご意見とかありましたら、いかがでしょうか。

では、特になければ後でも思いついたらお話しください。

それでは、議題2「高次脳機能障がいの理解促進に向けた普及啓発について」に移りたいと思います。事務局からご説明お願いいたします。

《議題2》

○事務局（地域生活支援課） それでは、議題2「高次脳機能障がいの理解促進に向けた普及啓発について」、引き続き、地域生活支援課からご説明いたします。資料2をご覧ください。ページ数で言いますと、24ページ目をご覧ください。

1番「普及啓発」について、ご説明いたします。12月3日から9日までの障がい者週間に関連し、3つの取組みを実施しました。

まず1つ目に、府内全市町村において、高次脳機能障がいの普及啓発に活用してもらうため、庁舎内等で掲示するポスターを11月18日に配布しました。次に、府政だより12月号において、「障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために」というテーマで、高次脳機能障がいのある方が、リハビリや仕事、自立に向けた取組み等、日常生活を送る様子をお届けしました。府政だよりでは、毎年12月号で障がい者週間に関連した特集を組んでおりますが、今回は、当課でも広報内容の調整を行い、地域で生活されている様子をより多くの府民の皆様を知っていただける機会として特集を組んでいただきました。取材では、障がい者自立センターや「第2工房 羅針盤」にもご協力をいただき、当事者の方の普段の様子

を撮影したり、入所者の支援業務に従事している障がい者自立センター職員にインタビューを実施しました。3つ目の取組みは、次の25ページ目をご覧ください。

府政だより12月号に関連して、インターネットテレビ・大阪府TVでも、同じテーマで府政だよりや高次脳機能障がい、障がい者自立センターの紹介等を生放送で行いました。アーカイブ動画については、YouTubeで公開されています。26ページをご覧ください。大阪府医師会さまにご協力をいただきまして、大阪府医師会が発行されている「大阪府医ニュース」において、記事を掲載いただく機会をいただきました。3月4日発行の「障がい福祉サービスに関するお知らせ」欄にて、子どもの高次脳機能障がいに関する大阪府における医療・福祉が連携した取組みや、サポートブック・啓発チラシを紹介しております。27ページ目をご覧ください。その他の普及啓発への取組みについてご説明いたします。

5つ目について、前回の部会にて、委員より啓発ツールの活用方法に関してご意見をいただきました。その後、令和7年11月9日に開催された「交野市健康福祉フェスティバル」において、大阪府が作成したポスター、パンフレット及びティッシュを提供しました。これらは、イベント内にて掲示や配布を行っていただいたほか、後ほどご説明します大阪府の普及啓発動画についても上映いただきました。最後に、令和7年11月15日に開催された「第22回共に生きる障がい者フェスティバル」において、ブース出展を行いました。このイベントは、本府障がい福祉室内の障がい福祉企画課が主体となり毎年開催しているものです。ブース内にてポスター掲示やチラシ配架等を行い、来場者に高次脳機能障がいを知ってもらうきっかけづくりを行いました。

次に、28ページ目をご覧ください。2番「大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」についてご説明いたします。当事業は、一般社団法人日本損害保険協会の助成事業であり、本講習会の実行委員会に、大阪府障がい者自立相談支援センター職員がメンバーとして参画しております。6回目の開催となる今年度は、令和7年11月30日に対面開催し、会の模様を録画・編集した上で、令和7年12月22日から令和8年1月18日の間、YouTube上で限定公開しました。

次に、29ページ目をご覧ください。3番「普及啓発用ツール」についてご説明いたします。府民や支援者等が、いつでも気軽に高次脳機能障がいについての知識を習得できるよう、令和5年度から2本ずつ、動画を制作しております。テーマやシチュエーションは、当事者や支援者を交えた有識者による検討会にて決定しており、今年度は、職場・学校での困りごとをテーマに2本の動画が完成しましたので、ここで皆様にご覧いただければと思います。

(動画放映)

「職場でこんなことはありませんか?～事故や脳の病気のあと、もしかすると～」

高次脳機能障がいには様々な症状があります。仕事では次のような症状が現れることがあります。例えば、言われたことを正確に把握するのが苦手、スケジュール管理が難しい、同じようなミスを繰り返してしまう、物事の優先順位を付けるのが苦手。

電気工事業のIさんの場合。「僕は28歳、自営で電気工事の仕事をしています。元請け

業者からの依頼で現場に行き作業をしています。1年前に階段から転落し、頭を打ってしまいました。体に少し麻痺がありましたが、入院中のリハビリでずいぶん改善したため、仕事に復帰しました」。7月11日（木曜日）、「Iさん、お疲れ様。来週の月曜日にもずやんビルの現場に行ってもらえないかな？人数の必要な作業があるから、手伝ってほしいんだ。集合時間は8時、よろしく頼むよ」「お疲れ様です！はい、分かりました。もずやんビルに8時ですわね」7月12日（金曜日）、「あれ？8時に集合と言っていたのに、どうしてみんないないんだ？社長に電話してみよう。」「もしもし、Iです。お疲れ様です。今日は8時に集合ではなかったですか？」「えっ、今どこにいるんだ？今日は君に仕事は頼んでいないよ」「あれ？もずやんビルの現場は？」「もずやんビルは来週の月曜だ。今日はまだ金曜日だぞ。しっかりしてくれよ」「あぁ、またやってしまった。来週の月曜、8時だな。もう一度ちゃんと書いておこう」。Iさんは、今度こそ間違えないようにスマートフォンだけでなく、カレンダーにも仕事の予定をメモしました。ところが、来週ではなく、再来週の月曜日の欄に記入してしまいました。7月15日（月曜日）、「よーし、今から仕事を始めるぞー。あれ？Iさんはまだ来ていないのか？」「Iさん、今どこにいるんだ。今日はもずやんビルの現場の日だぞ！？」「え？それは22日の月曜日ではなかったですか？」「何を言ってんだ！先週は仕事のない日に来たり、仕事のある日には来なかったり…やる気はあるのか？もう君のところに仕事は頼めないな！」Iさんには、記憶障がいや注意障がいがあり、言われたことを覚えたり、正確に把握するのが苦手です。そのような場合は、「来週の月曜日」という表現ではなく、「来週、7月15日の月曜日」という具体的な言い方で指示をもらったり、具体的に確認をする習慣をつけましょう。また、一緒に仕事をする人たちに、どのように指示を出してもらうのが良いか、予め伝えておくことも大切です。その後、Iさんは、仕事仲間に具体的に指示してもらいたいことを相談し、理解してもらうことができました。Iさん自身も具体的に予定を確認して、スマートフォンに入力し、入力した情報を仲間に確認してもらうことを習慣づけました。また、リマインド機能を使うなどして、仕事の予定を間違えることはなくなりました。実際の現場に出れば、体が仕事を覚えているということもあり、周りのフォローと自身の工夫で作業することができるようになりました。

新入社員Jさんの場合。「私は新入社員。この会社の内定をもらってから大学卒業までの間に、交通事故に遭い、一時意識を失ってしまいました。2ヵ月ほど入院しましたが、思ったより早く回復したため、何とか4月の入社には間に合いました」

「さて、今日もお仕事頑張るぞ！」「Jさん、昨日出してくれた資料、こことこ間違っているわよ。3時までにやり直してね」「Jさん、この見積書の計算がおかしいから、やり直して」「Jさん、総務課から急ぎの電話だよ」「すぐやり直します」「はい、出ます」「Jさん、締め切りの3時が過ぎたけど、書類のやり直しはまだなの？」

Jさんには注意障がいや遂行機能障がいがあり、書類をミスなく作ったり、受けた指示について、優先順位をつけたりすることが難しくなっています。このような場合には、予定を書いたメモを目につきやすい場所に掲示しておき、終わったらその項目を消すなどの工夫

が考えられます。上司や同僚に対しては、苦手な業務や配慮の必要な業務など、特性について説明して理解してもらうことが大切です。その後、Jさんは、やることやその仕事の締め切りなどをメモに書き出すようにしました。そして、それらの優先順位を分かりやすくしたことで、仕事のし忘れやミスが減りました。また、自分が苦手になっていることを上司や同僚に説明して理解を得られたことで、仕事がしやすくなり、以前より楽しく仕事に取り組めるようになりました。なお、働く上での課題整理や職場との調整等のために、就労支援機関で、例えば職業評価やジョブコーチ支援といった、就労に関わる支援サービスを受けられる場合があります。就労支援機関（一例）、ハローワーク 障がい者関連窓口は、障がいのある人に対して専門窓口にて、職業相談や職業紹介などの雇用支援を行っています。障害者職業センターは、ハローワークや地域の関係機関と連携し、障がいのある人に対して就職や職場定着、職場復帰のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援、事業主支援等を行っています。障害者就業・生活支援センターは、障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っています。

高次脳機能障がいがあるからといって、仕事が全てできなくなるというわけではなく、今回ご紹介したIさんやJさんのように、周囲の理解や工夫次第で続けられることもあるのです。大阪府高次脳機能障がい相談支援センターでは、高次脳機能障がいに関するご相談をお受けしております。大阪府高次脳機能障がい支援センターは、大阪市住吉区にあります。堺市にも高次脳機能障がいに関する相談窓口があり、堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンターでご相談を受け付けております。

「学校でこんなことありませんか？～事故や脳の病気のあと、もしかすると～」

高次脳機能障がいには、様々な症状があります。学校では、次のような症状として現れることがあります。例えば、忘れ物を頻繁にしてしまう。授業中に居眠りしてしまう。テストで書く欄を間違えてしまう。友達とのコミュニケーションが難しい。

小学生Kさんの場合。「僕は小学4年生。3年生の冬休みにインフルエンザにかかり、救急搬送されて1ヵ月間入院しました。今は退院して学校に行っています」

(Kさんの両親)「インフルエンザ脳症にかかり、一時は意識がない状態のときもあったのですが、無事に退院できてほっとしました。学校を1ヵ月も休んでいたのに、久しぶりに登校して疲れの出るのは仕方がないと思っていたのですが、半年経った今でもなかなか慣れないようです。ほかにも気になる場所があって…経過観察のための受診のときにお医者さんに相談したところ、高次脳機能障がいかもしれないと言われました」。

ある日の音楽の時間、「きょうはリコーダーの練習をします」「どうしよう…リコーダー持ってくるの、忘れちゃった…」午後、「先生、Kさんが寝てまーす！体調が良くないのかな？保健係さん、ちょっと保健室に連れて行ってくれますか？」別の日の朝、「昨日の算数の宿題、難しかったね！」「算数の宿題…？そんなのあったっけ…？」また別の日の午後、「Kさん？しんどいの？」「さっきの体育で疲れたのかなあ…」心配した先生が保護者に連絡しました。「最近忘れ物が多いのですが…宿題もやっていないことも多くて…ご家庭での様子は

どうですか？」「えー！毎日、ちゃんと連絡帳を見ながら、宿題をしたり、次の日の用意をしたりしているのですが…」「家で最近気になるのは、いつも帰ってきたら遊びに行っていたのに、遊びにいかずに昼寝していることが多くなったことですね」「そうなんです。学校でも授業中の居眠りが増えていて…ご家庭で寝る時間が遅くなっているのかと思っていたのですが…」入院する前と K さんの様子が違うことに、家族も先生もどうしたのかと戸惑っていました。ほどなくして、K さんは学校を休むことが増えていきました。

K さんは注意障がいがあるようで、黒板の字を見落としてしまって、きちんと書き写せないことがあります。K さんのように字を書き写すのが苦手になっている場合は、例えば、書き写した後に間違いや抜けがないか、先生に確認してもらったり、書き写す箇所以外の部分は黒い紙で隠したりするなどの工夫が有効です。K さんには疲れやすさもあり、午後になると体力が持たずに、居眠りをしてしまうこともあります。疲れやすさの原因は人それぞれのため、原因によって対策や工夫も異なります。本人の体力やペースにあったプログラムを組む、休憩スペースを設ける、疲れにくい椅子や座布団を使用する、刺激の少ない席にするなども良い方法です。また、本人と周りの生徒がお互いを理解し尊重し合えるように、学校の先生や生徒に障がいについて知ってもらうことも大切です。病気などによる影響で学習面や生活面に難しさがみられる場合、まずは学校に相談しましょう。また、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験などを通じて、個々の状況に応じた発達支援を受けることのできる「放課後等デイサービス」を利用できる場合もあります。学校の先生や医療機関に相談したり、保護者同士のつながりを持ったりして、家族だけで抱え込まないようにすることも大切です。なお、18歳までに起きた事故や病気が原因で知的能力に障がいが生じた場合には、「知的障がい」として療育手帳の申請対象になる場合があります。療育手帳の対象は、地域によって異なります。

高校生 L さんの場合。「私は高校 2 年生。自転車に乗っている時に車と衝突して救急搬送されました。数日間、意識がなかったと聞いたのですが、その時のことは全く覚えていません。今は大学合格を目標に頑張っています」

(L さんの両親)「事故直後はどうなることかと思いましたが、病院の先生も驚くほど回復し、体のまひもリハビリのおかげで以前と変わらないぐらいに良くなりました。しかし、目が少し見えにくくなったようで、物が二重に見えたり、以前と比べると勉強が思うように進まなかったりするようです。これが退院の時に「なっているかもしれない」と言われた、高次脳機能障がいというものの影響でしょうか…？」。

「この前のテストの結果を返します。平均点は 65 点です。よく見直しましょう」「えっ、18 点！？もっとできたはずなのにどうして？こんな点数じゃ大学に入れないよ。どうしよう…」実は記入すべき解答欄が途中からずれてしまっていたのです。L さんは、注意障がいや複視があるようで、テストの問題を解くのに時間がかかったり、解答用紙の記入欄が分からなくなってしまうことがあります。そのような場合は、事前に先生と相談し、回答欄を間違えないように定規を使って関係のない部分を隠す等の対応をするのも一つの方法です。

子どもの高次脳機能障がいの原因としては、交通事故による脳損傷、脳炎や脳腫瘍等の脳の病気の他に、プール等での溺水、遊び中の事故で窒息しまったことによる低酸素脳症等があります。そう考えると、乳幼児、小学生、中学生、高校生…高次脳機能障がいは何歳でもなり得る障がいです。しかし、子どもの頃にそのような障がいが生じたからといって、進学等、生活や将来をはじめからあきらめる必要はありません。まずは学校やかかりつけの医療機関等に相談してみましょう。

高校入試では合理的配慮として、問題用紙の拡大等、障がいの状況に応じた対応を受けられる場合があります。また進学先として、障がい特性に応じた支援教育を受けられる学校に進学するという選択肢もあります。同じように、大学入試でも、障がい状況に応じて合理的配慮を受けられる場合があります。まずは受験先の学校や高校の先生に相談しましょう。

大阪府高次脳機能障がい相談支援センターでは、高次脳機能障がいに関するご相談をお受けしております。大阪府高次脳機能障がい相談支援センターは、大阪市住吉区にあります。堺市にも高次脳機能障がいに関する相談窓口があり、堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンターでのご相談を受け付けております。

○事務局（地域生活支援課） 今回ご覧いただいた動画「職場でこんなことはありませんか？～事故や脳の病気のあと、もしかすると～」 「学校でこんなことはありませんか？～事故や脳の病気のあと、もしかすると～」は、3月17日から YouTube 上で公開しております。30ページ目をご覧ください。今年度開催した各研修についてまとめております。「①令和7年度市町村高次脳機能障がい担当職員研修会」ですが、市町村職員を対象に、どのような福祉サービスで地域生活を支えるか等について、オンデマンド配信により実施しました。「②令和7年度大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修」ですが、障がい福祉サービス事業所等に従事し、高次脳機能障がいの特性に応じた支援を実施することができる支援者を養成するものです。障がい福祉サービス等報酬における加算の要件となる研修でもあり、今年度の修了者は108名となりました。「③令和7年度高次脳機能障がい医療機関等職員研修会」では、京都大学大学院の教授を講師に迎え、医療職を対象に高次脳機能障がいのある方がどのような支援を受けているかなどについて、Zoom にてご講演いただきました。資料の説明は以上です。さまざまな観点から御意見をいただければと思います。こちらからは以上です。ろしくお願いいたします。

○部会長 はい、ありがとうございました。今の説明に関して、何かご意見等ありましたら、お願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは、次の議題3に移りたいと思います。議題3「子どもの高次脳機能障がいについて」です。事務局からご説明お願いいたします。

《議題3》

○事務局（地域生活支援課） 続きまして、議題3「子どもの高次脳機能障がいについて」地域生活支援課よりご説明いたします。

資料3をご覧ください。ページ数で言いますと、31ページ目をご覧ください。

1番「子どもの高次脳機能障がい啓発チラシ」について、ご説明いたします。大阪府の補助事業により大阪市立総合医療センターが作成した「子どもの高次脳機能障がいサポートブック」の内容を踏まえ、府域における子どもの高次脳機能障がいの実態や相談窓口等の情報を掲載したチラシを作成しました。令和7年度は、府内43市町村、子ども家庭センター、大阪市立総合医療センター、発達障がい者支援センターへ配布し、障がいへの理解を深めるため、配架や掲示を依頼しました。令和8年度は、小学校、中学校、高等学校、支援学校、放課後等デイサービス事業所等にも配布予定です。32ページ目をご覧ください。

2番「オンラインセミナー」について、1月26日に、子どもの高次脳機能障がいに関するオンラインセミナーを開催しました。補助事業として実施した「子どもの高次脳機能障がいサポートブック」作成にご尽力いただいた大阪市立総合医療センターの小児脳神経・言語療法内科の温井めぐみ先生を講師に迎え、子どもの高次脳機能障がいについてぜひ知ってほしいことや、進学・就職等のライフステージに応じた具体的な支援方法等を、事例とともにご講義いただきました。セミナーでは、参加者から寄せられた質問にもご回答いただき、実務に活かせる学びが多く得られる内容となりました。当日の参加者は約125名で、職種は福祉、医療、教育関係者等を中心に、大阪府外にお住まいの方からもご参加いただきました。33ページ以降に、当日参加者のアンケート結果をまとめました。アンケートはセミナー終了後から2月28日まで実施し、91名の回答がありました。参加者の年齢分布は33ページ、職業については34ページに記載のとおりです。高次脳機能障がいのある方との関わりや、支援経験を尋ねたところ、59名の方が支援経験等が「ある」という回答でした。支援の場や支援内容については資料に記載のとおりです。

また、セミナーに参加した理由を尋ねたところ、「子どもの高次脳機能障がいについて知りたかったため」が最も多く、次いで「現在、業務の中で高次脳機能障がいの子どもと接しているため」「業務の中で高次脳機能障がいの子どもと接する可能性があるため」という結果となりました。印象に残ったプログラムについては、こどもの高次脳機能障がいの症状や支援方法、具体的な事例や取組みについてご講演いただいた温井先生のプログラムを選択された方が多い結果となりました。大阪府の取組みについても、啓発イベントや家族交流会などの具体的な取組みや、「子ども高次脳機能障がいサポートブック」を知ることができて良かった等の感想をいただいています。回答については、『よく理解できた』および『少し理解できた』との回答が全体の約半数ずつを占めております。回答理由として、『少し理解できた』と回答した方は、「セミナーの内容について一定の理解はできたものの、さらなる学びが必要だと感じた」「実際に関わったことがないため、支援の実践的な部分に不安が残る」、『よく理解できた』と回答した方は、「高次脳機能障がいにおける子どもと大人の違い

や、家族・学校との連携について参考になる点が多かった」「当事者の生活やライフステージに寄り添った実際的でハートフルな話をしてくれた」等のご意見がありました。また、資料に掲載はしておりませんが、セミナーの内容に参加者自身の業務等に役立つ部分があるかという質問に対しては、半数以上の方から役立つ部分があった旨の回答がありました。39ページ・40ページに、セミナー参加者の感想を抜粋して掲載しております。とても参考になった、具体的な例を知れてよかった等好意的なものが多く、満足度の高さが窺える結果となりました。41ページ目をご覧ください。今回のセミナーは、3月10日よりYouTubeにて一部分をアーカイブ動画として限定公開しております。5月10日までの公開を予定しております。42ページ目をご覧ください。3番「子どもの高次脳障がい講座・家族交流会」についてご説明いたします。子どもの高次脳機能障がいで困りごとを抱える家族が、情報を入手し、思いや体験を共有する機会を提供するため、令和8年3月10日に開催しました。当日は、大阪医科薬科大学LDセンターの言語聴覚士の方を講師に迎えた基調講演「高次脳機能障がいのある子どもの生活・学習の支援について」のほか、放課後等デイサービス事業所の職員の方にもパネリストとしてご参加いただいたパネルディスカッション、家族交流会を実施し、7名の方にご参加いただきました。

4番「今後の展開」について、普及啓発チラシを小学校、中学校、高等学校、支援学校、放課後等デイサービス事業所等に配布する予定です。また、啓発については現在取り組んでいるところですが、それに加えて今後さらにどう進めていくか検討しているところです。以上で、資料3「子どもの高次脳機能障がいについて」の説明を終わらせていただきます。子どもの高次脳機能障がい啓発チラシの活用やオンラインセミナーの取組みにつきましてご意見をいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○部会長 はい、ありがとうございました。今のご説明に関して、何かご意見等、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○委員 素晴らしい取り組みだと思いますが、このオンラインセミナーのアンケートを見ると、まず、オンラインセミナーに参加した人でさえ、38ページにあるように、高次脳機能障がいについて、少しぐらいしか知っていない、あるいは全然知らなかったという人が4分の3ぐらいいます。参加者による評価を見ると、スライドの34にあるように、福祉従事者・医療従事者・教育関係者・行政職員、割と何らかの関心があるような人が、ちょっと聞いて見ようかと思って聞いたのだけど、ほとんど実際は高次脳機能障がいについて、子どもについて知らなかったというのがここの結果なのですが、そうすると、このオンラインセミナーは、誰に案内したかと見ていると、スライドの32に周知先がありますが、ちょっと関心のある人でさえ、よく知らないというアンケートが出ているので、大事なものは、スライドの31で、チラシの配布先ですよね。小・中・高等学校・支援学校・放課後等デイサービス事業所、ここにこそチラシだけでなく、このオンラインセミナーの案内をしてあげること、学校の校長先生や教頭先生、保健の先生が、居ながらにして簡単に家で見れると。あるいは見逃し配信で見れるということが、チラシだけではなくて、今後オンラインセミナー

は、随時こういう小・中・高等学校等に周知すべきではないかと思います。

○部会長 はい、ありがとうございました。

学校の先生あたりに見ていてもらわないと、なかなかこれは気づかれないので、そのままですと通り過ぎてしまうので、子どもは学年変わると、卒業してしまいますから、そこで途切れてしまうということもあるので、より早く気づいてあげるといのは、非常に大切なことだと思いますので、ぜひ、その辺も次年度からお考えいただければと思います。ほか、何かご意見等、ございませんでしょうか。では、なければ、議題4「法制化への対応」について、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（地域生活支援課） 続きまして、議題4「法制化への対応」について、地域生活支援課よりご説明いたします。

《議題4》

資料4をご覧ください。ページ数で言いますと、43ページ目をご覧ください。昨年12月に成立し、本年4月に施行されるこの法律は「高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援をどの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにする」ということを目的としています。法律には「具体的施策」が示されています。そこには、これまでも取り組んできたことが書かれておりますが、理念のところで「切れ目ない支援」が示されたとおり、医療・福祉の分野に限定せず、教育的支援や就労の支援についても取り組んでいくことが求められています。44ページ目をご覧ください。この法律では、各地域で支援に取り組む体制として、都道府県及び政令指定都市に対して3つのことを実施するように求めています。「高次脳機能障害者支援センターの設置」、「専門的な医療機関の確保等」、「高次脳機能障害者支援地域協議会の設置」の3つです。なお、2月3日に国が実施した自治体向け説明会においては、「これまで自治体を実施してきた事務を、今後も継続して実施していくということを念頭に置いて、これらの3つの事柄を法律の条文に記した」という趣旨の説明がありました。さらにそこでは、「法律が成立したからといって、これまでとは異なる事務、新しい事務の実施を求めているわけではない」というような説明がありました。まず、「高次脳機能障害者支援センター」は、外部の機関等を指定する、又は都道府県と指定都市が自ら運営することも可能となっています。そのセンターが担う事務は資料にあるとおりです。

2番目の「専門的な医療機関の確保等」については、都道府県と指定都市は専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等に努めることになっております。

3番目の「高次脳機能障害者支援地域協議会」については、支援体制を整備することを目的に、関係機関と当事者とその家族等を構成員として、新たな会議体の設置を求めています。法制化に関する説明は以上のとおりです。よろしく申し上げます。

○部会長 はい、ありがとうございました。今のご説明に、何かご意見等、ございませんでしょうか。では、僕の方から、行政でいつもやることで分らないことは、こういう項目ができて、具体的に特に僕らみたいな診療所とか、こういうことをやっているところでも、要するにお金ですよ。ここでいうところの確保するというのは、そこを指定するというだけでなく、何か援助が実際に出るということですか。この間も「法律できたけど、お金出るのだろうか」という話をしていたのですが、その辺の行政の支援というの、どういうことを念頭に置いて考えておられるのでしょうか。

○事務局（地域生活支援課） はい、地域生活支援課でございます。資料44ページ目のところで、都道府県に対応を求める事項として、3つ掲げております。部会長がおっしゃられたのは、おそらく24条の専門的な医療機関の確保のところを指しておられるのかと思いますが、まず、法律を作った国に確認した事実を申し上げますと、法律を作ったからといって、国として改めて予算措置を講じる考えはないという回答を得ています。ただ、それは令和8年度に限って直ちに予算措置をするものではないという説明ですので、今後も永続的に国が何らかの支援を行えない、という意味ではないという、そういうふうにも言われています。それを受けて、大阪府としまして、今のところこの24条のところできり組んでいらっしゃる医療機関に対して、お金の面で何らかの支援を行うという形での取組みは考えておりませんが、私どもとしましては、この法律の理念がいくつかあるのですが、その一つに、障がいのある人がどの地域に住んでいても等しく支援を受けられるようにするという理念を掲げておりますので、本日の議題1のところ、地域ネットワークの再構築をご説明させていただきましたが、そういった取組みをしながら、医療機関の皆さまともコミュニケーションをとって、どういう課題があるのか、どういう支援がさらに必要となるのかということ、取組みを通じて把握していきたいと考えております。なお、私どもは、厚生労働省に対して、そういった高次脳機能障がいに関する専門的な取組みを行っている医療機関に対する診療報酬上の措置を講じるよう、そういう要望も行っておりますので、大阪府としての取組みを行いつつ、必要に応じて国への要望を行い、適切な形で何らかの支援ができないか、そういう検討を今後も進めていきたいと考えております。以上となります。

○部会長 はい、ありがとうございました。診療報酬を決めていくときに、何らかの加算というのがつくのですが、わずかな加算で重い責任を背負わされるというのは顕著だと思います。こういう仕事をしていると、医者だけでできるということはそれほどないのです。いろいろなPSW（精神保健福祉士）とか、OT（作業療法士）とか、そういうパラメディカルとか、周辺の専門家がいますので、その人たちを雇えるのであれば、今やっていないところでももう少し、脳外科であれ、小児科であれ、そういう人たちの手当ができるのであれば、やってみようというのは可能だと思いますが、一人診て何百円がついたからといって、大抵全然間に合わないということなので、方向としたら、そういう専門職が、パートでもいいから雇えると、雇った場合、その人の人件費ぐらい出るようなことができれば、このネットワークというのはもっと広がると思いますが、今やっているところになんぼか加算しても広

がらないですよ。広がるためには、医者以外の人たちが、こういう仕事ができるようにすることが一番大事だと思いますので、それこそ診療報酬までいくのは相当先なので、大阪府で助成するというのを考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。今まで4つ全部通して何かご質問・ご意見等、ありましたらお願いいたします。では、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。資料2の質問ですが、29ページの普及啓発用ツールを見せていただいて、そういうことが伝わってくるというか、本当に勉強になるなって思っております。令和7年度に動画を2つ作成されて、令和8年度は1本作成されているとのことですが、実際に作成期間というのは、具体的にどれぐらいの期間を要するもので、どうすれば知らない人が、この動画にアクセスできるのかという啓発のところというのは、どのような手法か教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（障がい者自立相談支援センター） 障がい者自立相談支援センターです。まず、動画の作成に係る期間についてでございますが、1年間ぐらいかかっております。2本で1年間です。年2回、この動画の内容の検討をしていただく構成員の方にお集まりいただく機会がございます。令和7年度の作成のものでしたら、令和6年度の2回目の検討会で、どんな内容にしていこうかという、おおよその内容を決めて、それをもとに事務局で案を作ります。令和7年度の1回目、夏ぐらいの検討会で案をお示ししまして、そこでもう少しこうした方がいいのではとかというご意見を検討会のメンバーからいただきます。それで年度の後半に、仕上げの作業をしまして、1月ぐらいに行われる2回目の検討会で最終報告、そこで微調整があれば、微調整・修正を行う。年度末までに公開というようなスケジュールで動いております。広報についてですが、当センターのホームページからYouTubeの動画サイトのリンクを貼っております。そのほかに、ありとあらゆる機会にお配りできるようにチラシに二次元コードを掲載したりですとか、普及啓発用のティッシュなども去年作ったのですが、そこに二次元コードを載せさせていただいたり、あと、研修等の事務連絡のメールの最後に、PRとして動画のサイトのご案内を載せたりとか、そういうような取組みをしております。以上です。

○部会長 はい、ありがとうございました。ほかにご質問等、ございませんでしょうか。

○委員 今日、お話しをいろいろ聞かせていただいて、数年前に比べましたら、地域の支援ネットワークも一旦途切れたものが、大阪府、各市町村でも立ち上がってきていますし、この啓発動画もかなり本数も増え、充実しており、本日見せていただいた内容も非常に分かりやすかったと思えました。質問ですが、実際、高次脳機能障がいの方を支援していく体制を作っていく上で、大阪府内で高次脳機能障がい者としてどの程度の数のかたがいらっしゃるかを把握されているのかということをお聞きしたいです。特にこのような地域の支援ネットワークが立ち上がってきますと、その各ネットワークでどれぐらいの方が相談されてきているか、そういうものを大阪府に報告する体制があるのか、ある程度数を把握しておきますと、また、今度法律ができて、いろいろな診療所とか、支援母体に、どの程度のニーズ

があるのが分ってくるかと思えます。特に患者さんへの情報という意味では、大阪市の^{ダイコ}大高ネですね。ここで報告されておりましたように、この資源マップは、地域の資源情報ですね。多分、これはまだ一部の地域だけに止まっているとおもいますので、これを大阪府全体でどういうところに相談したらいいのかが分かるような、大阪府全体の資源マップにならないのかという点もお聞きしたいと思いました。以上です。

○事務局（地域生活支援課） ありがとうございます。まず、1番目のご質問につきましては、議題4のところで「法制化への対応」を説明させていただきました。そのときに資料には書いていないのですが、この法律は、国と都道府県、そして、地方公共団体にあまねく求めていることがあります。地方公共団体に対しては、「自主的かつ主体的に施策を推進していく」というふうに書かれています。この法律のもう一つの特徴は、取り組んだ内容を報告し、また、その報告した内容を踏まえて、評価するというところになっています。ですので、私どもで考えているのは、広域自治体としての大阪府が、府内の市町村に対して、高次脳機能障がいに対する支援、取組みを行うように促しつつ、元々国としても、年度ごとに各都道府県がどのような取組みを行ったかというのを報告するように、今後求めるようになっていきますので、例えば、大阪府から府内市町村に取組み内容を紹介するなどして、相談実績など把握する。そうすれば、府域として、どのような相談があるのか、ニーズがあるのかというのが一定把握することが可能になるのではというふうに考えております。

2番目のご質問につきましては、私どもとしては今後、法制化を含めて、どういう対応をしていくかを考えていくのですが、関係機関と連携しながら様々なリソースを組み合わせ、支援を行っていくのが適切であろうと考えております。

今のところ、その人員とか予算とか、行政でよくある話がまだはっきりと固まっていないので、今、考えているのは、例えば、議題4で申しますと、高次脳のセンターについても、そこでどういう取組みをするのかという方向性を固めた上で、では、いつぐらいからそういうものが開設できるのか、そういうことも今後、考えていくことになろうかと思っています。なかなかまだはっきりと固まっていないところがあるのですが、やはり法律の理念を踏まえて、今後の取組みの検討を進めていきたいと考えております。

○部会長 ありがとうございます。

高次脳機能障がいの実数は、いつも言っていることなのですが、医学的な高次脳機能障がいと、厚生労働省が言っているのは違うので、その実数を捉えるというのは、厚生労働省が言っている実数を捉えるのか、医学的な実数なのか、いつもあやふやなままなので、どこかきちんとしないと分からなくなるのかと思えます。僕ら精神科だと、精神疾患として入院しているのだけれど、よく診ると違うという、進行性の認知症だったというのですが、それは二次的なものがあつたりとか、分からないままでいっているのがいっぱいいておられるので、実際の社会生活の中でも、脳卒中でも、今日もあつたケースもそうですが、発見されない人がいっぱいいるので、実際の数はかなりいるのだらうと思えますので、実数を捉えることは難しいけれども、今までよりも受診する人が増えてくれば、また、先の道が開かれるの

かと思しますので、そういうことで広報とか、ものすごく大事なのかと思ひます。ありがとうございます。ほかに何かご質問とか、ご意見、ございませんでしょうか。委員、どうぞ。

○委員 議題4の「法制化への対応」の部分で、12月頃に決まっているということで、既に予算が決まった状態の中で進んでいっていると思ひますが、これまで大阪府で取り組んでことが法律の内容に当てはまる部分も十分あると思ひますが、それ以外に、新たに検討していること、この法制化に伴って、具体的にこういうことはやっていきたいということがあれば、聞かせていただきたいです。議題1の中の今後の大阪府の取組みとしてネットワーク維持と拡充を目指して大阪府として後方支援を行っていくというところで、後方支援というのが、具体的にどういう形でバックアップされるのかというところを聞かせていただけたらと思ひます。

○事務局(地域生活支援課) ありがとうございます。1番目の新たにというところですが、「法律では定められていないが、大阪府として独自に何かする取組みがあるのか」というふうに受け止めさせていただいて回答させていただきますと、先ほどもお伝えしたのですが、やはり私どもとしては、これまでやってきたことをそのまま続けることも大切なのですが、それだけでは長い時間をかけて法律が作られ、そして、施行される意味もありませんし、私どもとしては、特に啓発の部分については、令和8年4月に、この法律が施行されるという、その機運といいますか、世の中の気持ちの高まりをうまく捉えて、幅広い啓発など今後も進めていく必要があると考えていますので、広域自治体としての大阪府、繰り返しになりますが、正直なところ、府内市町村の皆様がどこまで高次脳機能障がいの特化した取組みができてくるのかというのは、様々リソースの問題もあって難しいところもあるかもしれませんので、この法律が求めていますのは、切れ目なく支援を行うということですので、大阪府はできているけれど、府内市町村はというところになると、切れ目ができるとか、そういうところはなるべく避ける必要があるかと考えております。ですので、府内市町村への取組みを促すことで、住み慣れた場所でも支援を受けられるとか、私ども今、申し上げています高次脳機能障がいという分野で何をするかということを考える一方で、障がい福祉行政の中には、例えば、相談支援というふうに、障がいの種別に関わらず、お困りごとや求めるサービスにいかに対応するかという、そういう支援も行っておりますので、相談支援体制の中で、この高次脳機能障がいというものがいかに理解されて、当事者、あるいはご家族の方が、どの相談支援事業所であったり、基幹相談支援センターに足を運ばれても、適切な助言等ができる、そういう体制も作っていく必要があると考えておりますので、1番目のご質問につきましては、府内市町村への展開ですとか、高次脳機能障がいということだけに捉われず、幅広い観点から支援の取組みを進めていく、そういう必要性を今、考えているところです。

2番目の地域支援ネットワークの後方支援につきましては、資料の6ページ、各圏域、こういった取組みをいつぐらいからされているかということをお示しをしております。議題のテーマにあるとおり、地域支援ネットワークの再構築ですので、各圏域における再構築が、

ようやく始まりつつあるかというところですので、それでもこの取組みを維持して、永続的なものにするためには、例えば、各圏域、そこだけに捉われずに、圏域と圏域の間で情報交換するとか、ある圏域で取り組まれている知見とか、そういうものを別圏域にもご紹介することによって、府内広くそういった取組み、あるいは支援の手法であるとか、そういうことを行きわたらせるようなこと、それを後方支援と呼ぶのであれば、そういう取組みを私どもは後押ししていく必要がある、そういうふうにしていきたいと考えているところです。

○部会長 よろしいでしょうか。ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○委員 一つは、地域支援ネットワークの再構築ということで、平成25年から5年間、平成30年までされて、取り組まれた方の異動などがあって、あっという間に自分たちが自力でやっていくというところが、断ち切れてしまったという現状があります。その現状は、自分たちの業務のほかに、この業務をやっていくというところのしんどさと、あと、5年間50万円ぐらいの交通費等々、場所代とか、そういうところチラシとか使うお金、その辺だったということなのですが、その方々に対しては勉強になっているというところで断ち切れたのですが、今回も非常にいい感じで進んでいると感じるのですが、病院のリハビリテーション科の中等ですごく頑張っておられるということで、私もできるだけ参加していているのですが、今後、この方たちが続けていける方針があるのかなのかとそこら辺の感想というか、ご意見を聞いておいてあげたらいいなと思います。頑張って、ちょっと疲れ果ててやめてしまうというのは、これだけやっていて残念かと思えますし、気がついたのは、東住吉森本リハビリテーション病院の取組み等すごく関心があるところでありますので、これをモデルにして広げていただければいいのかというふうに感じております。ここのところ振り返っていただけるような状況があればいいなと思っております。それから、地域で相談支援体制を運営している者としては、これらの動画とか配信していただけるのは、すごい価値があるものです。先般動画を配信しながら、うまく見ていただける方もいたのですが、高次脳機能障がいに対する関心度は高くなっておりまして、そういう意味でも、地域で何か会の度に、放課後等デイサービスの集まりとかあるのですが、そこで20分の動画を流して、理解を地道に促進していくという活動も地域でできるのではないかと感じております。あと、高次脳機能障がいで困っておりますのが、病院のケースワーカー、MSW（医療ソーシャルワーカー）さんから、40代の方が直ぐにケアマネさんに紹介されるというケースがあります。聞くところによりますと、それは加算が取れるからというふうな形で聞いておりまして、一向に障がいの方に回ってこないというケースが散見されます。若い方は、働きたいとか、そういうご希望がすごく多くて、やはり働くこと、毎日体を動かすことを含め、地域で始めていってもらえることの必要性とか、高齢の施設に行きますと、移動支援とか使えませんので、ずっと施設の中にいなければならないという不満とかがいっぱい持っている方が散見されますので、できればその辺のことも研究しつつ、こちらからも病院の方にアタックしていくということも考えられますが、そういうことも起こっているということを皆さんで共有していただければと思います。以上です。

○部会長 今のご提案ですが、何かありますでしょうか。

○事務局（地域生活支援課） まず、1番目のネットワークの取組みをどのように続けていくかということにつきましては、私ども、後方支援とは言いながら、お金の面でのサポートもしながら、各圏域でなるべく長く続けていく、そういう取組みも今後続けていくことにしています。一方で、少しきつい言い方になるかも知れませんが、お金がなくなると取組みがなくなるのかというのは、自立的な、自らを律するという意味での自律的なネットワークをもし、理想形とするのであれば、私どもが最初から関わりながら、必要性とか、意義を感じ取っていただいて、お金がなくなると、究極的には回るような形も、一つの理想形としてはあるかと、一方では思っております。ただし、だからといって、直ぐにお金を出すのをやめようと思って、そういうふうに申し上げているのではありません。

2番目の相談支援体制であるとか、様々な機会を通じて知っていただくということは、これは今後も続けていかないといけないと思っています。先ほど子どもの高次脳機能障がいのところ、どういうところに周知すべきところかのご意見をいただきましたとおり、どういうところに我々はアプローチしていくかを常に考えているのですが、そこは行政だけではなかなか分りづらいところもありますので、こういうところも接触してはどうかというご意見があれば、今後も教えていただきたいと思っています。

3番目のケアマネジメントということですが、本来であれば障がい福祉サービスにつながるべき方が、介護保険にいつてしまうという表現がいいかどうか分かりませんが、つながるといところは、以前から私ども高次脳機能障がいの支援を考える上で、適切なサービスにどうつなげるかということが、我々の支援の施策の一つの柱と考えていますので、そのためにも、地域におけるこういうネットワークを通じて、ここには医療機関の方も参加されますし、また、議題の2番のところ、理解・促進に向けた取組み、医療機関職員の方対象の研修も行っていますので、そういう機会も捉まえて、その方の希望や状況に応じた適切な支援・サービスにつながるという、そういうことを念頭に置いて、今後も施策を進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○委員 令和8年度、今回、法制化があったということと、また、医療機関でも、診療報酬改定がありまして、回復期リハビリテーション病棟に対して、退院される高次脳機能障がいのある方に対して情報提供するようにという文言が令和8年の診療報酬改定で付きましたので、多分、多くの回復期のリハビリテーション病院が、それについてどう対応したらいいのかというふうに考えてらっしゃるのではないかと思います。そこうまくリンクさせて、大阪府から回復期リハビリテーション病院に対して、こういう地域支援ネットワークがありますと、今、こういうのを活用して、適切な患者さんに情報提供してくださいというような働きかけをされるのが一つ方法ではないかというふうに思います。そういうふうにされると、介護保険だけということではなく、必要な施設にもきちんと情報が進んでいくのではないかと思います。

○部会長 ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。

僕は松原で仕事をしているのですが、松原市の市役所の人たちにもお願いしているのは、ケアマネは障がいのことを知らなさすぎるので、高齢介護課と障がい福祉課と一緒に計画をしてくださいと、ケアマネージャーさんも一緒にやってくださいと。やらないと、本当にそのサービスがぶち切れなのです。地域ケア会議をやっていてももめるのはその辺なのです。障がいが元々あるにも関わらず、うまくつながらなくて、それまでのサービスが使えないために、容態が悪くなってということもあるので、その辺、縦割りでなくて、少なくとも、高齢介護と障がい福祉は、何か共通の知識を持っていただくように、その辺の計画をやっていただければと思います。松原市では、少し勉強会やっているようです。ぜひ、大阪府でそんなことをやっていただければ、各市町村が真似をするかと思いますが、そんなことも考えていただければと思います。

ほか、ございませんでしょうか。それでは、いろいろなご意見お聞かせいただきました。どうもありがとうございます。それでは、事務局、本日の内容を踏まえて、事業の推進をお願いしたいと思います。議事についてはこれで終わりますので、事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いたします。

○事務局（地域生活支援課） ご出席の皆様におかれましては、お忙しい中、活発にご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

本日は限られた時間でしたので、随時、また、事務局へご意見等いただけますと幸いです。本日いただいたご意見等は、事務局で整理させていただきます。また、議事録につきましては、公開となりますので、内容確認にご協力をお願いいたします。それでは、これもちまして「令和7年度第2回高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（終了）